令和８年度野生鳥獣被害総合対策事業野生動物自動撮影カメラ購入に係る一般競争入札を下記のとおり実施する。

令和８年 11 月 10 日

福知山市有害鳥獣対策協議会長

１　一般競争入札に付する事項

（１）件名

福有第９号　令和８年度野生鳥獣被害総合対策事業
野生動物自動撮影カメラ購入

（２）概要

野生動物自動撮影カメラを購入する。

（３）納入場所

福知山市役所

（４）納入期限

令和９年２月 26 日（金）

（５）事業の詳細

別に定める仕様書のとおり

（６）契約の種類

物品購入契約

２　入札参加資格

この契約の入札参加資格は、次の要件を全て満たし、競争入札参加申請に基づき本協議会が資格認定したものとする。

（１）令和８年度において福知山市指名競争入札等参加資格を有する者で、「防犯カメラ」の登録がある者のうち、福知山市又は福知山市に隣接する市町に事業所を有する者であること。

（２）次の項目のいずれかに該当する者は入札に参加できません。

ア　入札参加申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者

イ　成年被後見人及び被保佐人で復権を得ていない者

ウ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

エ　福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成 15 年福知山市告示第 137 号)に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者

オ　福知山市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年福知山市告示第 126 号）に基づく入札参加資格停止期間中の者

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益

となる活動を行う者

キ　経営状態が著しく不健全な者

3　仕様書等の入手方法

原則として、この告知に示す受付期間内に福知山市オフィシャルホームページからダウンロードすること。

窓口配布を希望する場合は、この告知に示す期間内に福知山市有害鳥獣対策協議会事務局（福知山市産業部農業振興課内）へ問合せの上、入手すること。

4　入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）申請期間

掲載日から令和８年 11 月 24 日（火）までの午前９時から午後５時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（2）提出先

〒620-8501

京都府福知山市字内記 13 番地の 1

福知山市有害鳥獣対策協議会事務局

（福知山市産業部農業振興課内）

電話　0773-24-7047（直通）

（3）提出方法

持参による。

（4）提出書類

ア　一般競争入札参加申請書（指定用紙）　※第１号様式

イ　誓約書（指定用紙）　※第２号様式

ウ　受領書（指定用紙）　※第３号様式

（5）入札参加資格の有無

ア　入札参加資格が「無」と確認された者には、令和８年 11 月 25 日（水）午後５時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ　入札参加資格が「有」と確認された者には、令和８年 11 月 25 日（水）午後５時までにファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日「入札参加資格者証」を交付する。

5　入札方法等

（1）入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令及び福知山市財務規則(昭和 54 年福知山市規則第１号)の規定により行う。

（2）持参による入札のみ有効とする。代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出することとする。

（3）入札書は、封筒に入れ、のり付けの上、封筒の貼合部分に代表者印（代理人の場合は、代理人印）で割印すること。また、封筒表面に「入札書在

中」と記入するとともに、件名、開札日及び入札者の商号又は名称を記載すること。

ただし、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

（４）入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（５）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税課税対象金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税課税対象金額の 110 分の 10 に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

６　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札の資格又は入札に関する条件に違反した者の入札

（２）１つの入札について同一の者（他の代理人として入札した場合を含む。）が２つ以上の入札書を提出した入札

（３）金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札

（４）持参による以外の方法で提出した入札

（５）入札書の契約名称、商号若しくは名称のいずれかが記載されず、若しくは記載に重大な誤りがあり、又は押印のない入札書による入札

（６）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

（７）入札日までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者のした入札

（８）虚偽の申請又は届出を行った者のした入札

（９）連合等の不正行為によってされたと認められる入札

(10) その他入札条件に違反した入札

７　質疑

入札に関して質疑がある場合は、別添様式（第４号様式）に質疑内容を記入の上、福知山市有害鳥獣対策協議会事務局（福知山市産業部農業振興課内）へ電子メール又はファックスにて提出すること。

（１）質疑提出期間　　掲載日から令和８年 11 月 25 日（水）までの午前９時から午後５時まで。（閉庁日を除く）

（２）質疑提出先　　福知山市有害鳥獣対策協議会事務局
（福知山市産業部農業振興課内）
メールアドレス　　noushin■city.fukuchiyama.lg.jp
※■は、@と読み替えること。
ファックス　0773-23-6537（市役所代表）

（３）質疑回答日　　令和８年 11 月 30 日（月）
全ての質疑を取りまとめの上、回答日に参加資格「有」

の者全員に電子メール又はファックスで行う。

8　入札保証金

不要

9　入札参加の際に必要な書類等

（1）入札書（第５号様式）

入札金額、日付、入札者を記入・押印の上、第５項第３号により入札当日に提出すること。なお、入札書に記載する金額は第５項第５号により記入すること。

（2）委任状（第６号様式）

第５項第２号により入札をする場合は、入札当日に提出すること。この場合、委任状の受任者の押印を入札書に押印すること。

10　開札

（1）日時

令和８年 12 月８日（火）午前９時 30 分から

（2）場所

福知山市役所旧本館１階　入札室

（3）開札は、第１号及び前号の日時及び場所において、入札者又はその代理人の面前で行うものとする。

（4）入札回数は、３回以内とする。

（5）開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなう。

（6）再入札となる場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。

（7）開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が２以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

（8）入札者又は落札者がないときは、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定に基づく随意契約とすることができる。

11　入札の延期又は中止

（1）複数回の入札で不調となった場合、又は入札を中止せざるを得ない特別な事情が生じた場合は、入札を中止する。

（2）入札に参加、又はこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

（3）事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は中止することができるものとする。

（4）前号の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加者に通知しなければならない。

（5）入札の延期又は中止により、入札者又は入札に参加しようとするものが損失を受けても本協議会は補償責任を負わない。

12　契約保証金

不要

13　入札に係る費用の負担

入札に係る費用については、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

14　契約書の作成の要否

契約書の作成は必要とする。

15　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16　問合先

福知山市有害鳥獣対策協議会事務局

（福知山市産業部農業振興課畜産・有害鳥獣対策係）

電話　0773-24-7047

ファックス　0773-23-6537

17　その他必要事項

（１）仕様書記載のカメラ本体の参考製品と異なる場合は、同等品以上であることが分かる資料を添付して、同等品による納品承認願（第７号様式）を入札に関わる質疑提出期間に提出すること。

なお、同等品による納品承認願の提出があった場合は、審査の上承認の可否を決定し、質疑回答日までに参加資格「有」の者全員に電子メール又はファックスで通知する。

（２）落札者は、落札決定の日以後５日以内に契約書を提出すること。